

2026年4月1日
商工中金

兵庫県と協調した、中小企業の事業再生支援にかかる商工中金独自の融資制度「兵庫県事業再生促進貸付」の創設について

株式会社商工組合中央金庫（本社：東京都中央区、代表取締役社長：関根 正裕、以下「商工中金」）は、2026年4月1日に、兵庫県内に主たる事務所・事業所等を有する中小企業の事業再生支援のため、商工中金独自の融資制度「兵庫県事業再生促進貸付」を創設します。本融資制度の創設においては、県制度融資にかかる求償権の放棄に関する条例を制定するなど中小企業の事業再生支援を進めている兵庫県と協調しています。

商工中金と兵庫県は、2006年7月に「兵庫県内中小企業等に対する支援協力に関する基本協定書」を締結しました。本融資制度は、同協定書第2条(4)事業再生に関する取組みに基づいて創設します。

商工中金は、地方公共団体と連携し、事業再生や経営改善支援をはじめとした各種ソリューションの提供により、中小企業の持続的成長を積極的にサポートしてまいります。

1. 「兵庫県事業再生促進貸付」概要

| | |
|-------|---|
| 貸付対象者 | 以下①～③をすべて満たす事業者の皆さま ① 兵庫県内に主たる事務所・事業所等を有するもの ② 現在金融機関借入につき返済緩和状態にあるが、中小企業活性化協議会等の準則型私的整理を経た事業再生計画があるもの ③ 主力金融機関による継続的な支援が表明されているもの |
| 資金使途 | 返済緩和債権にかかる金融正常化リファイナンス、ないしそれに付随して必要とされる長期運転資金、短期運転資金、並びに設備資金 |
| 貸付条件 | 貸付限度、貸付利率、貸付期間、保証人、担保等の貸付条件は商工中金所定の審査による |
| 取扱店 | 商工中金の兵庫県内の全営業店（神戸支店、姫路支店、尼崎支店） |

※ご融資の際には商工中金所定の審査があり、審査の結果によってはご希望に沿えない場合があります。

※本融資制度にかかる兵庫県HPリンク <https://web.pref.hyogo.lg.jp/sr07/jigyousaisei.html>

2. 実施日

2026年4月1日（水）